

令和8年度第1回岡崎市障がい者自立支援協議会会議録

- 【日時】 令和8年4月28日（火）午後1時30分～午後3時30分
- 【場所】 岡崎市友愛の家 多目的室
- 【出席委員】 加賀時男、杉山直人、小早川稔、青木裕美、足立和久、山本光俊、斎藤登  
塩沢美穂子、安井隆光、杉浦真理子、高橋順子、清水敦子、松本陽子  
中根康浩、加藤歩、天野喜代美、種村圭司、杉木陽介、山本真栄美、野本薫
- 【事務局】 福祉部長 加藤健一郎、障がい福祉課長 岩城和美、副課長 平松雅規  
審査給付係長 梶葉信敬、施策係係長 内田直幸、主査 白井麻友、高桑未紗樹  
健康増進課こころの健康推進係 係長 遠山映里  
障がい者基幹相談支援センター 大木基史、鳥居信子、水田結美
- 【地域アドバイザー】 蛭川俊樹
- 【地域生活支援拠点コーディネーター】 泉陽一郎
- 【議題】 (1) 会長の選出について  
(2) 各専門部会委員の就任について  
(3) 令和7年度各専門部会取り組みについて  
(4) 障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について  
(5) その他  
① 令和7年度個別支援専門部会検討部会の課題共有  
② 令和8年度の開催日程について

議事等（一部非公開）

1 開会

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

- ・開催について
- ・福祉部長挨拶

○福祉部長（加藤）

4月から福祉部長で参りました加藤健一郎と申します。

本日は障がい者自立支援協議会に、大変お忙しい中ご出席を賜りまして感謝申し上げます。加えて、日頃から本市の福祉、特に障がい福祉分野において、多大なるご理解ご協力、大変感謝を申し上げます。

この協議会は間もなく20年に手が届きそうな伝統のある協議会です。そもそもこの協議会の設置につきましては、障害者総合支援法で、市町村の努力義務として明記をされています。多くの市町村で設置をされ、様々な取り組み、そして試みがされているという状況です。また法律には、この協議会の目的として、地域の実情に応じた体制の整備ということが書かれています。この点がポイントだと考え、まずは岡崎の強みを生かしていくことが大変重要になってくると思います。

その強みの1つが、障がい者障がい児を見守り続けていただいている多様な人材であると思います。相談支援事業者様、サービス事業者様、教育・雇用の関係の各団体の皆様、市民団体或いは地域団体等一人一人市民の皆様の人材が、大変強みであると感じております。こうした皆様方の連携、そして相乗効果、或いはコラボレーションによる質の向上が目標となって参ります。

こうした目標を果たすためにも、この協議会において、多くの事業者様の皆様が参画します、8つの専門部会が設置をされています。今年度からは新しい部会として、日中サービス支援型共同生活援助評価の新しい部会が発足をするという運びになっています。

この協議会での会議の質、或いは議題の解像度といったことも、部会の活動が大変重要になりますので、本協議会同様に部会の活動につきましても、皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。

本協議会は、現在20名の委員の皆様で構成をされています。市には様々な協議会、審議会がありますが、その中でも、規模の大きな協議会だと思っています。そして、専門部会の委員の皆様を加えますと、さらに大きな組織でして、障がい者の皆様の暮らしを多方面から支えるオール岡崎の体制として大変期待をしております。こうした協議会に座組に参加することで、各団体各事業者様の皆様の個々の力、或いはノウハウも、より一層向上していくことも期待をしております。

また本日は20名の委員さんの他に、県の地域アドバイザーを務めていただいております。生活支援センターこうた蛭川様にも、本年度も引き続きの参加をお願いしております。そして、今年度から新たに国も推奨しております、拠点コーディネーターのお役をお願いしました生活訓練事業所あいの泉様にもご参加をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、岡崎市は今年市制110周年の記念イヤーです。加えまして、今年度は、障がい者関連の新しい計画を策定する年回りになっています。皆様のお力をお借りしながら、1歩1歩、しっかりと進んで参りたいと考えておりますので、実りある協議会となることもご期待を申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日そしてこの1年、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

- ・委員、事務局の紹介
- ・協議会の説明（障がい福祉課施策係主査 白井）

○事務局（障がい福祉課施策係主査 白井）

今年度初めてご就任いただいた委員もいらっしゃいますので、簡単に自立支援協議会についてご説明をさせていただきます。資料4ページから11ページに、岡崎市障がい者自立支援協議会要綱及び運営規定、並びに体制図がありますのでご覧ください。

本協議会は、岡崎市の附属機関として位置付けられております。自立支援協議会は障害者総合支援法で設置が求められており、先ほど部長の加藤からのご挨拶の中でご説明があったとおり、地域の実情に応じた体制の整備等について、委員の皆様それぞれの立場から、協議を行っていただく場として設置をしております。運営については、お手元の岡崎市障がい者自立支援協議会要綱及び運営規定をもとに行わせていただいております。

次に体制図をご覧ください。一番上の障がい者自立支援協議会本会というのがこちらの協議の場になります。その下部組織として、8つの専門部会を設置しております。それぞれの専門部会では、運営規程の別表第1に掲げる事項を中心に協議を実施しております。他にも、参加されている委員の皆様からのご意見や、障がい福祉施策の多様な地域課題についても、各部会にて協議や情報の共有等をしていただいております。

続いてその下にあります障がい福祉サービス等事業者連絡会は、市内の事業者の皆様が集い、地域の課題等の情報共有をしていただいております。この連絡会から専門部会の方に、困難事例や、地域課題等が上がってくることもあります。

本会議と専門部会との関わりとしましては、専門部会で協議すべき課題があれば、本会議から専門部会へ協議をお願いすることもあります。また、専門部会で協議した内容については、本会議で報告をしていただいております。このような体制で話し合いを進めていただくこととなりますので、今後とも、皆様の貴重なご意見をいただけますと幸いです。

また、本日は協議会についての補足資料を作成しております。こちらには、協議会の根拠となる法律の内容と、守秘義務についての説明を記載させていただきました。

協議会は、89条の3にあるように、地域の状況、課題等、また現に市民や支援員の皆様が現場で直面している課題を検討する場としての役割を担っています。

検討する場ということに関しまして、第3項、第4項では、関係機関に情報提供や意見の表明を求めることができること、求められた関係機関は応じる努力義務があるため、協議会に出席して、委員の皆様へ報告するなどの場が設けられる可能性があります。また、その他協議会にて取り扱う内容の中には、詳細な説明を行う必要のある案件に対しては個人情報扱うことも想定されております。

それにより同法同条第5項に記載のとおり、協議会関係者は守秘義務を有しておりますので、この協議会で知り得た個人情報等の取り扱いには十分ご注意をいただきたいと思っております。

なお、各議題において、守秘義務が適用される内容取り扱う際には、事務局よりご案内をいたしますので、よろしくお願いいたします。

## 2 議事

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

### ・議題1「会長の選出について」

初めに、会長の選出を行います。岡崎市障がい者自立支援協議会要綱第4条の規定により、会長は委員の互選により選出することとされております。皆様から推薦をいただきたいと思っておりますが、どなたかご推薦をいただけますでしょうか。

<社会福祉法人愛恵協会 杉山委員挙手>

愛恵協会の杉山です。岡崎市障がい者福祉団体連合会の会長として、長年勤め御尽力いただいております加賀時男委員に、引き続き会長をお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。只今、加賀時男委員を推薦するとの声がありました。他に意見はございますか。

意見がありませんでしたので、引き続き加賀時男委員に会長をお願いしたいと思っておりますが、ご承認いただける方は拍手をお願いします。

（委員の拍手）

それでは会長は加賀時男委員をお願いいたします。就任のご挨拶をお願いします。

<岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長>

こんにちは。加賀と申します。

昨年からおなじみの委員の方もお見えになりますが、いろいろな立場で、いろいろなお知恵をたくさん持っている委員の皆様がごございますので、たくさんご意見をいただいて、より一層の自立支援が活発になるように、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。それではここから議事進行を加賀会長にお願いいたします。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

- ・委員の出欠確認（欠席なし）
- ・議事録署名者選出（小早川委員、足立委員）
- ・副会長の選出

次に副会長の選出ですが、岡崎市障がい者自立支援協議会運営規定第2条に、会長が指名することとなっております。私から、社会福祉法人愛恵協会の杉山委員を副会長に指名したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。異議がない方は拍手をお願いいたします。

（全員拍手）

ありがとうございました。それでは杉山副会長からご挨拶をお願いいたします。

<社会福祉法人愛恵協会 杉山委員>

ただいま加賀会長より推薦をいただきました、社会福祉法人愛恵協会の杉山と申します。微力ではありますが、岡崎市の地域福祉の増進に尽力したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして議題2「各専門部会委員の就任について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（障がい福祉課施策係主査 白井）

先ほどと内容が重複する部分もありますが、ご説明いたします。

自立支援協議会の運営規定をご覧ください。

専門部会につきましては、要綱第6条に基づき、運営規程第3条にあります8つの専門部会を設置しております。専門部会の委員につきましては、運営規程第4条に基づいて、自立支援協議会会長が選任することとしておりますので、会長が就任されました本日、令和8年4月28日からご就任いただくこととなります。

各専門部会の前部会長、また全国部会長や事務局の方からいただいたご意見をもとに、協議会資料の13ページから20ページまでの、機関団体等の皆様へご就任依頼をさせていただきました。そして現在、ご承諾をいただけた委員の皆様をまとめた名簿資料を、本日別冊でご用意しております。

委員の詳細につきましては、お時間のご都合等もございますので、この名簿にてご報告とさせていただきます。

また、今回医療的ケア児等専門部会では、愛知県の医療的ケア児アドバイザーを務めておられます、安井委員にも、ご出席を賜りたいと思っておりますので、何かご意見がありましたら、事務局の方へご連絡をお願いします。以上です。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ただいまの説明に対してご質問等ございましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

質問がないようですので議題2は終わります。

次に議題3「令和7年度各専門部会取り組みについて」

各部会の報告をお願いいたします。なお、質問は各部会説明後に時間を設けます。

初めに個別支援専門部会 青木委員からお願いします。

○社会福祉法人愛恵協会生活支援センター山中 青木委員

令和7年度の個別支援専門部会は、全6回開催をしました。強度行動障がいへの支援について令和6年度より継続して検討、また、7月に実施されました個別支援専門部会検討部会で抽出された課題を分類し、個別支援専門部会で検討する課題を絞り、新たに通学支援についての課題と、相談支援の業務範囲についての検討を加えた3つの課題について、グループごとに検討を進めました。

強度行動障がいへの支援についての検討グループでは、強度行動障がいのある利用者を支援していくためには、支援ができる人材育成と支援体制の構築が必要であると考え、強度行動障害指導者研修を受講された、額田の村の今泉さんにご協力をいただいて、8年度に支援者向けの研修ができるように、現在動いている最中です。

通学支援についての課題は、当初、通学支援のシステム作りの話から始まりましたが、検討を進める中で、通学の課題には多様な背景があって通学が困難になっているという状況が見えてきました。福祉と学校が連携をし、検討を進めていけるとよいということから、スクールソーシャルワーカーの方にも意見を伺う機会を設けて、今後は進めていきたいと考えております。

相談支援の業務範囲については、現在の状況として、相談支援には関係機関から「ごみ屋敷を何とかしてほしい」、「金銭管理の支援を、手伝ってもらえないか」、「事業所の利用者の次の行き先を探してほしい」等の要望が持ち込まれて、対応に困ってしまう現状があります。こういったことの積み重ねで、相談支援の体制が崩れてしまうことが懸念されるため、相談支援の役割について周知できるように、検討をしておりました。8年度には相談支援事業所等に、どんなことで困っているかアンケートをとり、それをもとに相談支援としてできることをまとめていけるようにしたいと考えています。

7年度の中では検討途中の課題が多かったため、8年度も引き続き、これらの、課題について検討を進めていきたいと考えています。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

次に、就労支援専門部会について、岡崎市基幹相談支援センターから説明をお願いします。

○岡崎市基幹相談支援センター長 大木様

就労支援専門部会は年4回実施をしました。

昨年度の主な議題として、昨年度10月から始まりました就労選択支援という、新しい福祉サービスの運用についての検討をしました。

この就労選択支援という新しいサービスは、これから学校を卒業される生徒さんたちが使われるサービスであり、また、まだ仕事をしたことない方たちが就労継続支援B型を使うために使われるサービスでもあり、特殊な形のサービスであるため、運用の仕方に統一感がないと各々わからなくなってしまうというところで、部会の中で検討しております。

その中で10月のサービス開始以前に、まず制度について、委員の中でもしっかりと制度の理解を深めようと、勉強の場を設けました。そして10月のサービス開始以降は、実際に運用をしたことで出てくる課題や改善点等の話し合いをしています。

今年度については、課題の中で、運用の統一ルールの作成や制度の周知、そしてサービス実施前の事前情報共有の仕組み、の3種類の課題について、部会の中でグループを作って、検討していくという形になっており、ある程度結果を出していけるよう、取り組みたいと思います。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

次に、地域移行支援専門部会について、本日は部会長の泉様が拠点コーディネーターとして出席されておりますので、御説明をお願いいたします。

○地域支援拠点コーディネーター（生活訓練事業所あい）泉様

地域移行支援専門部会は14名の委員構成で令和7年度に計4回開催しました。

最初に、令和5年から6年度に取り組んだ見える化シートについてのチラシの活用方法について、主に精神障がいのある方で、精神科病院に入院している方へピンポイントに届ける、という方向性を確認しました。

また、ヘルパー事業所、居宅介護事業所についての課題を取り上げ、ヘルパーの人材不足、高齢化、ヘルパーの育成について、そして、難しいですが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（にも包括）について、こちらは一言で言うと精神障がいがあっても地域で当たり前の生活ができるようにみんなで考えましょう、という取り組みです。こういった取り組みには、ヘルパーの精神障がいや精神疾患への理解は必要不可欠と考えています。

一方、ヘルパーの中には精神障がいの方がちょっと苦手、怖い、という意見があります。こういった意見については、先ほど説明にありました事業所連絡会、ヘルパー事業所等の連絡会が開催されているので、そこに地域移行支援専門部会から、委員が参加をして、直接ヘルパーの現状をお伺いすることができました。

令和8年度はこういったヘルパー達が、大事な社会資源であり、障がいがあるかたが在宅生活を続けていくためには不可欠な存在なので、少しでも安心して精神障がい、精神疾患のある方への支援に入っただけできるよう、地域移行支援専門部会でニーズに合った研修の企画実施を考えております。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

次に、こども発達支援専門部会について、NPO法人きららの塩沢委員からお願いいたします。

○NPO法人子どもの発達を支援する会きらら 塩沢委員

こども発達支援専門部会は全部で5回開催しました。その中で、放課後等デイサービスの支給量の適正化、部会で毎年実施の事業所向け研修会、そして、来年度から始まる国が行う人材研修・人材育成に伴う研修会についてという、主に3つの内容について話し合いを進めてきました。

まず、放課後等デイサービスの支給量適正化については、診断書が必要になること、それから療育手帳などの程度に応じて、必要な方に必要な量の支給決定がなされることがはっきりしましたので、今まで利用しづらかった方や、利用を控えていた方などに必要な療育が提供できるのではないかなと思っています。

こども部会独自の研修会についても、人材育成や防災等いろいろな視点から考えていきたいと思っています。また国の行う人材育成に伴う研修会ですが、このことについては、こども部会として、どのように国等と共同して研修会を行い、それが、発達支援に関わっている職員や支援者の質を高めていき、教育の質を高めていくことに繋がるのかということをしつかりと話し合っていきたいと思っています。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

次に、医療的ケア児等支援専門部会について、株式会社L o v i n g L o o kの安井委員からお願いいたします。

○株式会社L o v i n g L o o k 安井委員

医療的ケア児の支援専門部会は年4回開催しました。

第1回目は、令和6年度の最後の協議会の際、医療的ケア児の、まだ育児の経験の浅いお母さんたちが見られるようにガイドブックを作ろうという提案をしましたが、現状その事業に必要な委託料が市で用意できないということで、令和7年最初の専門部会で報告をしました。その後、グループワーク等を経て、今後ガイドブックは専門部会から切り離して有志の団体で作るということになりました。部会報告からはずれてしまいますが現状、このガイドブックは電子版で、今年の7月にはオープンにできるような形で、福祉の村と自身の会社でホームページ作成会社に委託しながら作成を進めているという状況です。

その他には防災に関しての話を2回目4回目としております。

第2回目に関しては、そもそも委員の皆様がどういう防災のマニュアルを持っていたり、BCPを実施しているのかについて、自分たちが学ぶことも含め、いろんな機関の防災マニュアルをまわし読みしたり、報告をするという機会を作りました。

第4回目は、防災の個別避難計画に関する避難行動訓練イーバッグというゲームをしながら、委員自身が避難訓練をして、医療的ケア児だったらどうかと考えながら、福祉政策課の方にも、医療的ケアの方の存在を伝え、今後地域で訓練をするときには、医療的ケアの方のことも頭に入れていただくことで啓発活動になるのではという意味も込めて、防災について時間を設けました。

もう1つは、障がい児の通所支援事業の各事業所の中で、どの程度の事業所が医療的ケア児を受け入れているか、というサービス実施状況についてのアンケートを実施するため、アンケートの内容を、3回目4回目で検討し、来月5月以降に各事業所にアンケートを配布して、その情報を集める予定をしております。

親御さんに結果をお伝えするというよりは、相談支援事業所の方にどこの事業所がケアの方を受け入れているかの現状をお伝えし、マネジメントやコーディネートをしやすくするための材料となればと思っています。あとは行政側もそれを把握できるというメリットがあるということで実施します。

今後は、アンケートの結果を踏まえて具体的に何か展開する必要があるれば次の方策を考えたり、あとは各地域で起きている現状の課題をまた改めて吸い上げるというところが、今後の検討課題かと思っています。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

次に、権利擁護支援専門部会について、学識経験者の杉木委員からお願いいたします。

#### ○学識経験者 杉木委員

権利擁護の専門部会は、4回実施しました。

障がい者の権利ってというのは本当にそれぞれの方によってとらえ方が違うということがあるので、最初は、グループワークで委員同士の考えを話す時間を設けました。

その際、その年にやりたいことや今後の課題について話し合いをしましたが、結局それが良くなく、第1回は検討に時間を費やし、実質的に活動したのが2～4回の、計3回になってしまいました。ただその中で、1つは、ずっと取り組んで参りました権利擁護の支援のワークブックについてのバージョンアップをしようという意見が出たため取り組みました。ワークブックの検証等を実施しながら進めたため、バージョンアップについては、現状最終的な形にはなっておりません。

もう1つは、第2回、第3回にグループワークを実施しました。権利について、各事業所や団体、立場から意見を出し合いました。ただこの意見の出し合いも、バージョンアップとの関係でやりっぱなしになっているところがありますので、今年度も、せっかく良い意見が出ていますので、続けていきたいと思えます。

今年度は、ワークブックのバージョンアップをまとめきることと、もう1つは、やはり昨年出遅れたことを反省しておりますので、任期の2年間通して同じ委員がおられることで、そこで何やるかってことをもう一度、はっきりさせて、2年計画を視野に置いて取り組んでいきたいと思っています。

#### ○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

次に、障がい者基本計画等推進専門部会について、事務局からお願いいたします。

#### ○事務局（障がい福祉課施策係主査 白井）

部会は、第1回と第3回を対面開催、第2回を書面開催で実施しました。

第1回の議題としては、1つめに第5次岡崎市障がい者基本計画の進捗状況報告についての報告、2つ目に、第6次岡崎市障がい者基本計画策定に係る事前調査の実施について、昨年既に実施しておりますが、調査実施前の計画策定に係るアンケート調査について報告をしました。

3つめに、社会福祉施設等施設整備費補助金の公募について、公募状況や協議内容の確認があり、4つ目に、令和7年度の部会開催日程の確認をしました。

第2回は書面開催で実施しました。議題は第1回でも実施した第5次岡崎市障がい者基本計画の進捗状況報告について、一部報告が遅れたものについての報告と、再度全体の進捗状況報告に係る疑義等の確認を質疑応答形式で実施しました。2つめに社会福祉施設整備費の公募の審査結果についての報告、3つめに次年度委員改選のご案内と意向調査を実施しました。

第3回では第6次岡崎市障がい者基本計画等事前アンケート調査の結果について報告をしました。また次年度開催日程や、専門部会の振返り等を行いました。

今後の検討課題等としましては、今年度が現計画の最終年になりますので、引き続き「第5次岡崎市障がい者基本計画の進捗状況調査」の状況確認を進めるとともに、新計画の策定において、障

がい福祉施策推進に係る課題の協議、市民・当事者の声 を反映する手法及び議論を深めてまいります。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

ただいま、各部会からの報告がありましたが、ご意見、ご質問等がありますか。

○公募委員 野本委員

就労支援専門部会について質問します。就労選択支援という制度が、障がい者の就労、そして定着にとっても大切な制度であり期間であると思えますが、時期的に既に利用された方がいると思いますので、実績をお伺いしたいです。制度による1ヶ月間があったからこそ何かできたとか、そうした手応えみたいなものについて、教えていただきたいです。

○岡崎市基幹相談支援センター長 大木様

手元に正確な数字のわかる資料がありませんので、利用人数についてこの場でお答えができませんが、令和7年の10月から就労選択支援が始まり、主に利用されたのが、特別支援学校高等部3年生の学生です。今まで就労アセスメントと呼ばれていたものについて、この制度が代わりとなり、利用されることとなりました。

今年度の3月4月では、これから2年生3年生になる学生が春休み中に利用されており、特にこの制度は1週間程度の期間は必要となるため、学校をわざわざ休まなくてもよい長期休暇中の予約が多く、繁忙期のようになっています。

制度の課題として、学校からいただく学生の様々な情報と、実際に事業所側が様々なアセスメント等をする中で見えてくるものが少し異なる場合があるので、学校側と福祉側との情報共有の仕方について、共通ルールを作れないかと検討しています。

手応えというより期待ですが、現在主な利用者は今お話しした学生がほとんどですが、一部、いわゆるひきこもりをしていた就労経験が全くない成人の方が、いよいよ自分で何とか働こうと思って、私たち相談支援にご連絡をいただいた際、就労経験がないと、B型に行くにしても就労選択支援の制度を利用する必要があるため、そういうケースが少しずつ増えることを期待しています。

学生もそうですが、今までの就労アセスメントは1日ないし2日、長くても3日間ぐらいの期間だったところ、現在は概ね5日間程度あり、就労選択支援を利用された方たちの得意不得意であったり、今後学ぶべきことであったり、自分が生かせる能力だったり、そういうものを専門的に見ていただけるので、とても理解が深まるのではいうところがすごく期待をしているところです。

ただ、現状、市内は2事業所のみで定員が10名ずつなので、1日20名の定員という形になることと、夏休みや春休みのお休み時期が繁忙期になってしまうので、その辺がもう少し時期を分散させて利用ができるようになると機能的になるかなと思います。

親御さんたちも、なぜこの制度が必要なのかわからない、という方がお見えになるので、ガイドラインを作る等して、制度の周知徹底について、今年度、話し合っていきたいと考えています。

○岡崎市手をつなぐ育成会 中根委員

障がい者基本計画等推進専門部会の議題にもある障がい者基本計画や福祉計画について、グループホーム、或いはシェアハウス、こういった知的障がい者の住まいについてのニーズが非常に高く

なっていますが、現在、このグループホームの総量規制が行われるのではないかと、量的な拡大が難しくなっていくのではないかとこの噂があります。まずは、岡崎市が規制の対象になるのかについて教えていただきたいと思います。

それから、権利擁護支援専門部会について、ぜひ今年度以降、育成会の立場からすると、いわゆる意思決定支援について取り組んでいただければと思います。育成会には「Nothing About us without us」私たちのことを私たち抜きで決めないで、という合言葉があります。知的障がいの方は皆意思を持っていますので、自分のことは自分で決めたいという希望があります。ぜひ意思決定支援につきまして、部会のご協議の対象にしていただければと思います。

また、個別支援専門部会について、既に強度行動障がい支援についてご協議をいただいていること、これは大変ありがたいことです。例えば、日中サービス支援型グループホームについても従前本会でヒアリングを行ってきました。その際、強度行動障がいの方を受け入れたいけれど、専門性のある職員がいらないから受け入れられないとほとんどの事業所が言っており、強度行動障がいをはじめとする重度の障がい者の受け入れができていなかったという事実が明らかになっております。

日中サービス支援型のグループホームは、重度の障がい者の受け入れができることが一番の期待ですので、ぜひ、この強度行動障がいの方の支援のあり方について、支援者側の研修も含め、引き続き強化をしていただきたいと思います。

また、質問ですが、「個別支援」という言葉が入っていますので、「個別支援計画」というようなものは、この部会で議論の対象になっていますか。「個別支援計画」の作成をできる限りしていただきたいというのが育成会の希望ですが、ご協議されているのかについて、教えていただければと思います。

#### ○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

まずグループホームの総量規制に関して、今年度に入り、国から今度の計画の指針が資料として送られてきました。その中で、総量規制について、従来は就労B型や放課後等デイサービス等はある程度制限の対象となっていたところ、次回の計画からグループホームの方もその対象にする方針というのは資料にて確認しています。

ただ、国の考え方として、単なる総量規制と考えているわけではなく、あくまで一定の制約を設けた上で検討する、というふうにグループホームに関しては規定しており、さらに言うとまだ岡崎市に関しては現在、B型や放課後等デイサービスも含めて、総量規制は行っていない状況です。

近隣では既に総量規制を実施している自治体があるということを知っていますが、本市において、アンケート調査結果や今後の策定を進める中で必要性等について整理・分析する必要があり、現時点で間違いなく必要だということまで申し上げられない状況です。しかし行政側で一方向的にやっていくということはありませんので、今後さらなる方針が出ましたら、皆様にも議題等の中でご提示し、ご検討いただきたいと考えています。

続きまして意思決定支援の、権利擁護部会の課題に関しまして、非常に参考になるご意見ありがとうございます。杉木委員には、権利擁護に関する課題について非常に熱心に取り組んでいただき、専門部会を進行していただいていますので、今後ご相談させていただいた上でこういった新たな視点を加えていけるか、部会で検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして強度行動障がい者の受入れに関する日中サービス支援型グループホームについて、自身も従前日中サービス支援型グループホームの評価について見させていただいている中で、実施報告や計画等を文章だけ見させていただくと素晴らしいと思うところが、実際に評価で対面にて深掘り

していくと、やはり強度行動障がいを始め重度の障がいの方々を、そもそも施設の構造上受け入れることができないという話もあり、本当に難しい点があると感じております。

今年度から日中サービス支援型の評価に関する専門部会を立ち上げさせていただきますので、新たな検討の場で、評価方法を整え、評価の際には、あくまで協議会としては助言という前向きな立場ではありますが、改善すべき点等の意見は、しっかり伝えていきたいと考えておりますし、計画の方でも、どのようにそのあたりに触れることができるかどうかということも含めて、検討させていただきます。

最後に個別支援計画に関しましては、福祉部のふくし相談課で対応しています。我々も同じ福祉部になり、障がい者の方々が関わることで、協力してやっていきたいと考えていますが、現在は個別支援専門部会でも各事業所より本当にたくさんの課題を持ち上げた上で、その課題の中から今年度の議題をいくつか選定しています。挙げられた課題には順次対応していくという形になるため、市の方全体の進捗と合わせて今後検討して参りますので、よろしく願いいたします。

#### ○岡崎肢体不自由児・者父母の会 加藤委員

先ほど中根委員の方にもありましたグループホームについて少しお尋ねしたいと思います。

グループホームについてはいつも、父母の会の子たちが入るようなところはあるかと尋ねると、施設の数はありますというお答えはいただきます。ですが先ほど内田さんがお話されたとおり、実際には階段がある、廊下が狭い、介助員がいないなどということ、車椅子利用者の方が使えない場所がたくさんあって、結局在宅を強いられている生活が私たちの中にはあります。

県にも、単に数でなく、受け入れている利用者の障がい種別まで調べてもらえないかというのは、常々お願いしているのですが、「国がそういう指針になっていないので、種別の把握はしておりません」「相対総数、数の把握のみしております」「数は障がい者に対しては十分あります」というお答えしかいつもいただけなくて、でもやはり医療的ケアのある子どもとか、車椅子、もしくは1人でお風呂に入れない、ご飯が食べられないというような介助の必要な方の利用できるグループホームというのは本当に少ないという印象です。その辺の種別をしっかりと把握して行って欲しいなというふうに思っておりますが、そういうことについても、今度新しく立ち上がった専門部会で話し合われるのでしょうか。

#### ○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

日中サービス支援型グループホームの評価の部会に関して、まだ明確にどのようなことを取り扱っていくかまですべて決めきれてないところもありますが、基本的には前年度まで、こちらの本会議の方でお願いしておりました「評価」というのが中心になると考えております。

現在市内には当該サービスグループホームは6事業所ございます。こちらの施設担当者等に部会に来ていただきながら、評価の仕方を工夫しながら進めていきたいと考えています。

地域との交流という部分、また施設の受入れ体制、受け入れる支援者側の意識に関しましても、評価を通して事業者側にご理解いただけるようにしたいと考えています。

あくまで評価を実施し施設側へ助言等を行っていく立ち位置となると考えていますが、せっかく専門部会を作りましたので、父母の会からも委員の方を選出していただいていますし、今までの評価ということ以外の議題も、ご意見を伺った上で、専門部会の方向性を一緒に検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○学識経験者 杉木委員

先ほどは中根委員、ありがとうございました。

権利擁護の部会で意思決定支援について考えるのはある意味部会の中では当たり前で、直接議題としていなくても、その他の取組の中で包括して考えているような感覚がありましたが、改めてこうやって委員からご意見いただけますと、取組を委員の方に伝えられる形にしていかなきゃいけないというふうに私自身思いました。

この部会では当事者の参加もあり、支援者もたくさん参加されています。その中で、考えを深めるような話し合いがありますが、それだけではなかなか議題として広がっていかないだろうと思いますので、取組を形にして発信するという視点で、今年から改めて取り組ませていただければありがたいなと思います。ありがとうございました。

○公募委員 山本委員

(個人情報保護のため非公開)

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

(個人情報保護のため非公開)

○NPO法人子どもの発達を支援する会きらら

今度新しくできる日中サービス支援型グループホームの専門部会について、すごく期待をしています。ただ、この日中サービス支援型グループホームの評価の場がこの自立支援協議会の本会議から専門部会へ移ったということだけなら意味がなくなってしまうのかなと思っています。

せっかく専門部会になるので、そこで評価する側とされる側という立場は仕方がないにしても、課題や困りごとを一緒に考えていくとか、岡崎のために良くしていきたいというところが根底にあって、施設側が困っているなら、専門部会として、例えばこんなアドバイザーの派遣ができるとか、こういう相談をここで受けることができるというような、1歩踏み込んだ対応をして、その結果、施設内でいけないことが起きない、利用者の皆さんのためになるというような部会になっていくと嬉しいなと期待していますので、また部会のあり方も、その時に検討できればと思います。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。これで議題3は終了します。

続きまして議題4「障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（障がい福祉課施策係主査 白井）

今年、令和8年度は障がい者基本計画・障がい（児）福祉計画の策定の年となります。まず、障がい者基本計画とは、障害者基本法第11条第3項に基づく、市町村の障がい者計画として、国や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、岡崎市における障がい者施策の基本的な指針を示す計画です。障がい福祉計画は、障がい者総合支援第88条に基づき、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）を踏まえて、該当期間の障がい福祉サービスの見込量やサービスの確保策等を示す計画です。障がい児福祉計画は児童福祉

法に基づく市町村の障がい児福祉計画として、同じく国の基本指針を踏まえて障がい児通所支援などのサービス見込量等を示す計画です。

基本計画は前回策定が令和2年頃、令和3年から8年度の計画を策定しました。令和5年度には基本計画の中間見直しを実施するとともに、福祉計画については令和6年から8年度の3カ年の計画を策定しました。

現計画の期間満了にあたり、目まぐるしく変わる法制度への対応や地域の実情・課題認識の更新を踏まえ、より一層、障がい者施策を推進するために、3つの計画を策定して参ります。策定の基礎資料作成のための市民・事業者向けアンケート調査は昨年実施させていただきました。岡崎市ホームページにて調査結果を掲載しておりますのでご覧ください。

また策定に係るスケジュール案をお示ししております。各所審議会や本協議会にてご報告や意見照会等を実施するとともに、市内障がい者団体等の皆様へはヒアリングを実施、また計画策定終盤には広くパブリックコメントを実施し、年度末に公表できるよう進めさせていただきます。

1年を通して皆様にはご協力をいただくことが多々あるかと存じますが、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

#### ○株式会社 Loving Look 安井委員

大変難しいことを今から言うかもしれません。前回の計画は基本的には、事業所とかの数の問題とか評価しやすいものがどうしても並んでしまうと思いますが、先ほどから出ている総量規制は、ある程度サービスによって量がある程度担保されてきたものがあると思っています。

日中サービス支援型も評価の場があるように、これからは質を求めないといけないサービスがどんどん増えてきていると思いますので、その辺を評価や計画に入れるというのは非常に難しいことかなとは思いますが、数だけでいうともうクリアできているという項目がいっぱい出てくることを考えると、計画の数ではない部分で、何か質の評価ができないか、計画に入れることができないかというのを、前回の計画から思っています。非常に難しいところであると思いますが、次の段階に行くには多分必要なことかなと思いますので一言コメントさせていただきます。

#### ○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。ほかにご意見ご質問がないようでしたら議題4を終了します。

続きましてその他「令和7年度個別支援専門部会検討部会の課題共有について」事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局（障がい福祉課施策係主査 白井）

本日、協議会要項や運営規定、また協議会について定めている法律等についてご説明をして参りましたが、令和4年の12月の法改正を踏まえて、協議会では、相談支援体制の検討に関する情報共有のみだった従来の規定から、地域づくりのために、関係機関との連携の緊密化や、個別の支援に係る検討、検証の実施が明確化されました。

そうした個別の支援のあり方や支援から見えてくる課題等を吸い上げるために、令和7年度より、個別支援専門部会の中に、「検討部会」として、市内の相談支援事業所が一举にご参加いただける場を設けさせていただきました。初めての試みであったことで、どのように課題を抽出するか、手探りであった部分もあり、事業所の皆様にはご迷惑おかけした部分もありましたが、その中でも、支援の中での困りごと、地域全体の課題について検討し、共有することができました。

集めた課題をどのように協議会全体へ伝達して、協議会として課題に向き合うことができるかのスキームが整っていないことがあり、昨年度末の令和7年度、第5回自立支援協議会の中において、令和8年度以降の検討部会の開催、また、課題の検討共有方法の案をご提示させていただいたところになります。

資料につきまして、実際に検討部会で相談支援事業所の皆様にご提出をいただいたものはさらに膨大な情報量と、各自、支援や対策にかかることも記載されておりましたが、協議会資料とする上で、個人が特定される情報等は今回削除させていただきまして、支援については省略、困りごとや課題の主な内容を箇条書きで一覧とさせていただきます。

相談支援の皆様からは、14件の困りごと、課題が挙がりました。

委員の皆様には、こういった支援の現場の困りごと、また、直面している問題についてもご承知おきをいただきたいというところと、また今後、こうした課題に対して、委員の皆様にもご意見やご助言をいただくことがあるかと思っておりますので、またその際にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。ご質問等がありますでしょうか。

○岡崎市手をつなぐ育成会 中根委員

知的障がい者の権利が確保されたのは、本当につい最近です。それまで、ここ知的障がいの子の親は、生活を支える必要があるとともに十分なサービスがない中で、なかなか親子分離が果たせないという非常に厳しい生活を強いられてきています。親の思いは、子どもより1日でも長く、長生きをしたいということです。普通は親が先に行って子どもが後に行くというのは、順番ですが、知的障がいの子の親は、子どもよりも自分の方が長生きしないとここに置いていけないという思いです。まだ依然としてこういう思いが残っており、ぜひこの辺りのご理解をいただきたいということですが、とはいえ障害者総合支援法だとか虐待防止法、或いは、差別解消法だとか、いろんな法律が整備されてきて、以前よりは改善をされてきましたが、地域で生活するにはまだまだ親亡き後は施設しかなく、だから先ほどから申し上げているように専門性の高いグループホーム或いは、総合支援法の枠外ですが、シェアハウス、また、共生型ホーム等、そうした住まいというものを、きちんと整理をしてもらえたらありがたいなと思います。

この親亡き後も含めた、或いは親が元気なうちということですが、知的障がいのある人たちが、地域生活を安心安全に過ごすことができる、そういう岡崎市であるために、全国共通の話ですが、ぜひ、岡崎はその先進地になっていきたいなという思いで、この育成会のお立場をご理解いただければというふうに思います。

それともう1つ、65歳以上、障がい者の高齢化が進んでいることは、知的障がい者でも同様です。従って、介護保険と障がい福祉サービスとの関連というものも大変重要な話になってきて、介護保険の方は、地域包括ケアセンターがかなり有名になってきておりますし、利用の仕方も市民の中に浸透してきておりますけれども、それと同じように、例えば基幹相談支援センターがこの包括と同じような立ち位置にあると考えております。要するにケアマネと、相談支援委員さんですね、例えば1人の高齢障がい者のサポートをするというような体制が、岡崎においてできたらというふうに思います。

○生活支援拠点コーディネーター 泉様

会議でいろいろ聞かせていただきありがとうございます。

先ほど計画の質疑応答の中で、数よりも質の評価を検討したほうが良いというお話がありました。本当に5分ぐらい頭をめぐらせて考えましたが、やはり第三者評価をしっかりと活用した質の評価っていうところぐらいしか私自身は出てきませんでした。

今実際、市内の事業所で、第三者評価の受診率がどれぐらいの受診率なのか。その評価がどうなっているのか。そういう視点で計画を組み込むことによって、質の評価というところには繋がりやすいのかなという気はしました。

あくまでも、質の評価はいろいろなベクトルでできると思いますので、今後、専門部会の中で参考にしていただけたらと思います。以上です。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

それでは次にその他「令和8年度の開催日程について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（障がい福祉課施策係主査 白井）

資料は最後のページになります。

今年度、本会議は全3回、各専門部会は、令和8年度から、開催数を1回から2回少なく設定をしております。試験的な部分もありますので、委員の皆様からのご意見や、事務局との調整、また、計画策定に係る要所のご意見聴取等のために、臨時開催もを行うことも想定されます。

また、昨今多くなりました急な豪雨等による災害や感染症前等の影響等により、日程及び開催方法を変更させていただく場合もございます。そうした際には、速やかに事務局よりご案内させていただきますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

ありがとうございました。

何かご意見ご質問等ありますでしょうか。

○岡崎肢体不自由児・者父母の会 加藤委員

この日程の件ではないですが、今年度から県で、パーキングパーミット制度というのが開始されることになりました。岡崎市もきっと順次対応していくことになると思うのですが、なかなかまだ私たちの会でもお知らせはしていても、なかなか申請までできていないと思います。アジアパラ競技大会もありますので岡崎市は会場にもなっていますし、今後その辺、岡崎市はどのようなスピード感というか、公共の場の駐車場など、制度の利用ができるように表記のあり方等を変えていく予定があるでしょうか。

○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

この制度について去年の末ぐらいに愛知県の方から、パーキングパーミットを愛知県でも始めますよという資料をいただきました。結構びっくりしたのが47都道府県で既に45都道府県で始まっていて、未実施であったのが愛知県ぐらいというふうに伺いました。未実施の理由の1つとして、

愛知県では障がい者用の駐車場マークが既に普及しています。今回のパーキングパーミット制度は対象が少し広く、妊婦さんやご病気の方等一時的な状況の方も使っていただけるようなマークになっていまして、事前に駐車場のある施設を持っている事業者の方が愛知県に登録した上で、利用者も愛知県の方に申請し、利用するための許可証を取得するという形になっております。

現状、愛知県が申請窓口を整備しており、一括して取りまとめることになっているようです。岡崎市の方でも周知のご協力という形で今連携させていただいております。

#### ○岡崎市障がい者福祉団体連合会 加賀会長

私達、身体障がい者福祉協会にもこの制度の話がきております。

これは愛知県の方が外部に委託して事業を実施しています。交付の申請書や身体障がい者手帳全部の写し、返送用の切手を入れて、愛知県の委託先に送らなければいけません。4月から受付が始まりまして、スタートは今年の6月のようです。

愛知県のチラシにはいろいろな障がい等がどれに当てはまるかという記載があります。

これから車椅子のマークや指定された駐車場に停める場合は、それを外から見えるところにつけておいてくださいよと、我々聞いておりますので、このパーキングパーミットという制度は、障がい者、それから、たまたま交通事故や何かでけがをした人、それから妊婦の方にも、利用していただけます。ただし障がい者以外の方については期限が決まっている場合があります。ぜひ申し込んでいただければと思います。

他にご意見等なければ議題はすべて終わりましたので、事務局にお返しします。

#### ○事務局（障がい福祉課施策係長 内田）

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、2年間よろしく願いいたします。次回の自立支援協議会は9月30日水曜日、友愛の家多目的室、本日と同様のお部屋になります。また、計画策定の年ということで、皆様に開催より早く、協議すべきことが発生した場合には、書面開催などでご案内させていただく可能性がございますので、その際にはお手数ですが、ご協力をお願いいたしたいと思っております。

以上で、第1回岡崎市障がい者自立支援協議会を閉会いたします。